

議案第 67 号

狭山市産業労働センター条例の一部を改正する条例

狭山市産業労働センター条例（平成 21 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「10,000 円」を「4,100 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 項の表の規定は、平成 31 年 3 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

平成 30 年 6 月 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市産業労働センターの産業・観光情報サテライトの利用面積を縮小することに伴い、同施設の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。